

令和5年3月8日
大臣官房技術調査課

地盤情報を収集するデータベースの運営主体を決定しました

国土交通省は、官民が所有する地盤情報の共有化に向けて、「地盤情報データベース」の運営主体を決定しました。

国土交通省では、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会の「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」の答申（平成29年9月付）において、官民が所有する地盤情報を共有化し、収集した情報のプラットフォームを構築することとして、今後の方向性を示しました。

答申に基づき、官民が所有する地盤情報の共有化の実現を図るため、公共工事等にて得られた地盤情報の収集・利活用を行うデータプラットフォームの運営を目的とした、「地盤情報データベース」の運営主体の公募を実施した結果、「一般財団法人 国土地盤情報センター」を運営主体として決定しました。

今後は、順次、地方公共団体等と運営主体との間で協定を締結し、同データベースの運用を実施していきます。

参考資料 地盤情報データベース運営イメージ

<問い合わせ先>

○国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐 新井 雅史（内線 22345）
係長 上西 宏治（内線 22348）
代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8125

